

勲八十四

大正五年十一月廿七日

内閣書記官長

内閣總理大臣

内閣書記官長

大正五年十一月廿七日

内閣總理大臣

賞勲局總裁宛

申牒

從四位勲五等薄井龍之ハ夙ニ尊王

二十六

憂國、志ヲ抱ク年少クシテ京師ニ出テ
頼三樹三郎ニ師事シ其薰陶スル所ト
為ル後ニ江戸ニ出テ佐久間修理ニ就キ
韜鈴、學ヲ修ム嘉永癸丑歲日光
宮侍講ト為ル繼テ米國使節來朝
シ海内騷然タリ龍之乃テ江戸ノ大橋
順藏關口良介下野ノ菊池介之介小
島強介等ト共ニ尊攘ノ大義ヲ唱フ
安政戊午ノ大獄起リ頼三樹三郎捕ハ
ル、ニ方リ龍之亦幕嫌ヲ受ク避ケテ

水戸ニ赴キ武田伊賀守ニ依リ山國喜
一郎齋藤監物原市之進等ト深ク相
結托ス文久辛酉歲長門藩桂小五郎
孝元藩命ヲ啣ミ水戸ニ来ル龍之之ト
面晤シ時事ヲ痛論ス頗ル其容ル所
ト為ル元治甲子歲水戸藩田丸稻之衛門
藤田小四郎等日光山ニ據ル龍之其軍
事ニ參籌ス幕兵ノ来リ伐ツニ及シテ
各所ニ轉戦シ龍之毎戰軍ヲ監シ身
十餘創ヲ被ムル後ニ武田伊賀守田
丸稻之衛門藤田小四郎等西上ス龍
之信濃下諏訪驛ニ於テ小四郎ノ一橋慶
喜ニ上ツルノ書ヲ受ケ之ト別レ去ル潜ニ
京師ニ上リ原市之進ニ由リ小四郎ノ書ヲ
慶喜ニ上ツラントス事果ス能ハスシテ江戸
ニ還ル慶應丙寅歲慶喜將軍職ヲ襲
ク市之進擢ラレ監察ト為ル乃テ書ヲ龍
之ニ寄セ之ヲ招ク山岡鉄太郎關口良介
等市之進ノ行為ヲ疑ヒ奸ト為ス因テ龍
之其招ニ應スルヲ以テ姦ニ黨スト為シ一

夜人ヲシテ龍之ヲ途中ニ要撃セシム龍
之重創ヲ被ムリ遂ニ死ヲ免ル繼テ慶喜
ノ大政奉還ノ報ヲ聞キ直ニ西上シ岩倉
具視ノ門ニ寄寓ス明治戊辰歲參遠駿
裁判所權判事ト爲リ舊幕林昌之助
兵ヲ率ヒ駿府ヲ取ラントスルノ時ニ於テ
龍之刈谷舉母ニ藩ノ兵ヲシテ之ヲ防衛
セシム後二十年鹿兒島ノ乱作ルニ及ンテ
莊内士族遙ニ之ニ應セントス龍之山形縣
大書記官ノ職ヲ以テ縣令ノ事ヲ攝行シ之
ヲ鎮防スルコトニ盡カス龍之數官ヲ歷任
シ秋田地方裁判所長ト爲リ遂ニ致仕ス前
後功勞尠カラス候處目下病氣危篤ノ
趣ニ有前功ヲ錄セラレ勲四等ニ敘シ瑞
寶章ヲ授ケラレ候様詮議相成度